

平成30年 第5回三芳町教育委員会（5月定例会）会議録

召集年月日	平成30年5月16日（水）			
開会日時	平成30年5月16日（水） 午後3時00分			
閉会日時	平成30年5月16日（水） 午後4時30分			
開催場所	三芳町役場5階 501会議室			
教育長	古川 慶子			
会議を主宰した者の職名・氏名 教育長 古川 慶子				
	職名	氏名	出欠	適用
委員の出席状況	委員 (教育長職務代理者)	長野 真寿美	出席	
	委員	池上 善一	出席	
	委員	鈴木 信之	出席	
	委員	細谷 雄司	出席	
職務のため出席した者の職氏名	教育総務課・施設庶務担当、(書記) 三井 康也			
説明のため出席した者の職氏名	教育総務課長	中島 弘恵		
	学校教育課長	宇佐見 宏一		
	生涯学習課長	金井塚 和之		
	文化財保護課長	柳井 章宏		
	藤久保公民館長	伊東 正男		
	図書館長	代田 知子		
	学校給食センター所長	小沼 保夫		
その他の出席者の氏名				
会 議 の 大 要				
(日程第1) 開会	開会宣言（教育長）			
前回会議録の承認	4月定例会会議録は承認された。			
(日程第2) 教育長の報告	(1) マレーシアAPSSとの教員相互交流事業について (2) 学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成と実施について (3) 子どもフェスティバルについて			

(日程第3) 議事

- 議案第19号 平成30年度三芳町一般会計補正予算(第1号)について(原案可決)
- 議案第20号 三芳町体育施設条例の一部を改正する条例(原案可決)
- 議案第21号 三芳町文化会館条例の一部を改正する条例(原案可決)
- 議案第22号 三芳町多目的広場施設管理要綱の制定について(原案可決)
- 議案第23号 三芳町学校給食センター監査委員の委嘱について(原案可決)
- 議案第24号 三芳町立小・中学校学校評議員の委嘱について(原案可決)
- 議案第25号 三芳町公民館運営審議会委員の委嘱について(原案可決)
- 議案第26号 三芳町就学支援委員会規則の一部を改正する規則(原案可決)

教育長  
教育総務課長  
教育総務課長

○議案第19号 平成30年度三芳町一般会計補正予算(第1号)について教育総務課長から説明をお願いします。

提案理由を説明。

それでは、順次担当より説明をいたします。

概要を説明。(教育総務課長、学校教育課長、藤久保公民館長)

**【質疑内容】**

委員

学力保障スクラム事業についてですが、学校は藤久保小学校でよろしいでしょうか。

学校教育課長

藤久保小学校で2年目となります。

委員

年度毎の予算として50万円ということになるのでしょうか。

学校教育課長

そのとおりです。

委員

臨時職員賃金というのは、どのような方が何をするためのもののでしょうか。

学校教育課長

こちらは淑徳大学の方と一般の方とで募集をかけますが、昨年度は淑徳大学の学生が臨時職員として担任が授業をしているところへティーム・ティーチングという形、あとは補習的な授業という形で入っておりました。

委員

年間を通して同じ方がやられているのですか。

学校教育課長

学生もなかなか通年という形にはならないので、延べ人数という形で去年は7~8名の学生が入れ替わりという形で進めさせていただいております。

委員

学力保障スクラム事業の50万円の使い道を教えていただけますでしょうか。

学校教育課長

1つは、先程説明をした臨時職員の賃金でございまして、あとは講師謝礼ということで去年は2名の先生をお呼びして藤久保小学校の方で研修会を開いて講演をいただいたということとございまして、また消耗品ということで報告等で必要な紙代ですとか、資料代、プリンターのインク代等で消耗品費の方で活用させていただいております。

《採決の結果、議案第19号は举手総員により原案のとおり可決されました。》

教育長  
生涯学習課長

○議案第20号 三芳町体育施設条例の一部を改正する条例

生涯学習課長から説明をお願いします。

提案理由及び概要を説明。

**【質疑内容】**

委員

多目的広場は主にどのような用途に使われていたのですか。

生涯学習課長

直火などは使えませんが、ご自由にお使いいただきたいということでしたが、今お話をさせていただいたように日曜など重なる場合がございますので、予約制でやってみたら良いのではないかとということで試行的にやってみまして、それを本格導入するという形で今回提案をさせていただいております。

委員

前面が予約制ということですか。

生涯学習課長

A面とB面で分かれておりまして、後に要綱が出てくるのですが、あとは全面でお貸しするというところで考えています。

《採決の結果、議案第20号は举手総員により原案のとおり可決されました。》

○議案第21号 三芳町文化会館条例の一部を改正する条例

教育長 生涯学習課長	生涯学習課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。
委員 生涯学習課長	【質疑内容】 内容について再度ご説明をお願いできますか。 今までは貸し出しについて誰にでもお貸しするということでしたが、それが福祉ハーモニー事業で使っていて貸し出しが出来ないものですから、そのためにこの表から削除をして、この事業を継続するというので提案をさせていただきます。
委員 生涯学習課長	そのハーモニーのレストランは飲食の売り上げはどのようになっているのですか。
委員 生涯学習課長	売り上げにつきましては、障害者の使用されている方の給与等に充てていまして、足りない分については補助金を充てさせていただいています。
委員 生涯学習課長	実際に経営というのでしょうか。
委員 生涯学習課長	伸びてはいますが、多少は赤字が出ているようです。
委員 生涯学習課長	利用者さん、そして今お弁当の方もやっていますので、それが伸びているとは伺っております。
委員 生涯学習課長	役場の職員さんがそこでお昼を食べたりしているのですか。
委員 生涯学習課長	それもありますし、販売も行っております。
委員 生涯学習課長	前は役場の上にあったのが移動になったのですが、これ以降あそこでハーモニーを続けていく上で契約期間はあるのですか。
委員 生涯学習課長	指定管理を受けるときに、そういった事業も含んでやってくださいと提案をいただいていますので、今の指定管理者についてはそのまま継続するというところでございます。
委員 生涯学習課長	一番最初にできた当初はレストランが入りましたが、それが撤退いたしまして、多目的室という形で貸し出しをしましたがなかなか利用者がいなくて、それから7階でやっているハーモニーさんも少し環境がよろしくないということで、ハーモニーさんと指定管理の方で話し合いを持っていただいて行政側に提案をいただいて、あそこで事業を行っているという形です。
委員 生涯学習課長	例えば多目的室を営業時間外で使うことはあるのでしょうか。
委員 生涯学習課長	当初はご利用いただいた部分もあったらしいですが、保健所の方で飲食業をやっているところに他の方が入りこむということについてやめてほしいということをいただきました。ハーモニーで特別に時間外に頼まれて行うということはあります。
委員 生涯学習課長	《採決の結果、議案第21号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長 生涯学習課長	○議案第22号 三芳町多目的広場施設管理要綱の制定について 生涯学習課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。
委員 生涯学習課長	【質疑内容】 今までは自由に入出入りをしていたと思いますが、これからは予約制となりますので、鍵をかけたりとか掲示板を作る等の予定はありますか。
委員 生涯学習課長	今実際に掲示板を作って、そこに予約が入っていると使用箇所に管理棟の職員さんが行って全部の管理をいただいています。
委員 生涯学習課長	何も書いてなければご自由にお使いくださいという形で行っています。
委員 生涯学習課長	鍵をかける予定はないのですか。
委員 生涯学習課長	その予定はございません。
委員 生涯学習課長	予約はどのような形で行うのですか。
委員 生涯学習課長	要綱第4条にございますが、利用する月の前月第3木曜日に開催される利用調整会において予約を行うということになっております。
委員 生涯学習課長	それ以降は空いているところに予約を入れていくという形になります。
委員 生涯学習課長	今何団体くらいございますか。
委員 生涯学習課長	この調整会議におきましては、8種目の方が入られているのですが、これが

生涯学習課長	通りましたら7月に広報等を出しますので、こういう調整会議ではないやり方も考えてはいますが、現在のところその形でやらさせていただいております。
委員	要綱第5条「多目的広場を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする」とありますが、(3)「その他教育員会が認めた者」とありますが、何か基準等がございますか。
生涯学習課長	基準は設けておりませんが、(1)(2)以外で利用を必要とされている方がおりましたら、教育委員会の方で精査して決めていきたいと考えています。 《採決の結果、議案第22号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長	○議案第23号 三芳町学校給食センター監査委員の委嘱について
学校給食センター所長	学校給食センター所長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。
委員	【質疑内容】 任期は短いですが、これは前の方の任期を受けているということですか。
学校給食センター所長	これは残任期間で3ヶ月をお願いするものでございまして4月1日から6月30日ということでございます。
委員	また、7月からは新たにお願いをするものでございまして、任期は1年です。規定では定員は2名となっていたかと思いますが、もう1名はどなたですか。
学校給食センター所長	もう1名はPTA会長でございます。 《採決の結果、議案第23号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長	○議案第24号 三芳町立小・中学校学校評議員の委嘱について
学校教育課長	学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び資料に基づき概要を説明。
委員	【質疑内容】 各学校の学校評議員会は年に何回開催されるのですか。
学校教育課長	3回開催されています。 《採決の結果、議案第24号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長	○議案第25号 三芳町公民館運営審議会委員の委嘱について
藤久保公民館長	藤久保公民館長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。
委員	【質疑内容】 今回新任の方はどなたになるのでしょうか。
藤久保公民館長	名簿でアンダーラインを引いてある方でございます。 《採決の結果、議案第25号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長	○議案第26号 三芳町就学支援委員会規則の一部を改正する規則
学校教育課長	学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。
委員	【質疑内容】 委員長、副委員長のところですが、副会長2名から副委員長1名に変わっていますが何か理由はあるのでしょうか。
学校教育課長	こちらの方もあわせて整備をする関係で、委員長1名、副委員長1名、幹事2名とさせていただきました。
委員	この委員会はどのような活動・運営をされているのですか。
学校教育課長	こちらは、まず小学校にあがってくる未就学のお子さんに対して、幼稚園や保育所で、小学校にあがるときに通常の方でくるのか特別学級等になるのか、そういったところの保護者に寄り添いながらの相談を教育支援委員会の方で対応させていただいていること、また小学生、中学生におきましてもこういった委員会を設置しながら、その子にあった教育形態を進めていくということ

<p>学校教育課長</p> <p>委員</p> <p>学校教育課長</p> <p>委員</p> <p>学校教育課長</p>	<p>で、保護者、児童生徒のニーズにあった教育形態と一緒に考えていくというような委員会となっています。</p> <p>そうすると教職員の方がやられているのですか。</p> <p>教育支援委員会の方では、各学校の校長先生、それから調査部員ということで各学校の特別支援教育等の担当者が入って進めております。</p> <p>ほかにも専門的な特別支援学校のコーディネーターさん、お医者さん、大学の方の専門的分野の教授等もこの委員会に入っていて進めさせていただいています。</p> <p>小中学校の各学校でこの委員会は立ち上がっているのですか。</p> <p>校内委員会というような形で、例えば発達障害のあるお子さん等もこういった中で教育形態をどういう形でやっていくかということで話し合い等をしていただいて、その中で各学校からそういったお子さんがいた場合はこの町の方の教育支援委員会の方で話し合いを持って、保護者、児童生徒に寄り添うような対応をさせていただいております。</p> <p>《採決の結果、議案第26号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
(日程第4)その他	(1) 竹間沢車人形について (図書館長)
(日程第5) 閉会	閉会宣言 (教育長)
事 務 連 絡	
<p>学校教育課長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>(1) 教科書採択における日程等について</p> <p>(2) 関東甲信越静市町村教育委員会連合会等について</p> <p>(3) 教育委員のスケジュールについて</p>
次回定例教育委員会については、6月21日(木)午後3時30分から開催することに決定した。	
閉会時間 午後4時30分	